

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

～リフォームタイプ～

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆R4助成金制度詳細（リフォーム）

### ○対象住宅及び対象者

- ・ 県内に所在し、自ら居住するための住宅のリフォーム工事を行う  
県内に居住する者又は移住者
- ・ リフォーム工事に当たっては、再生可能エネルギー設備等の導入について、その検討を行うこと

### <リフォーム工事とは>

- ・ 増築、改築、修繕、模様替え  
その他の住宅の機能を回復又は向上させる工事

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### ○対象工事

- ・ 県内に主たる事務所を置く者が施工するリフォーム工事
- ・ 次のいずれかに該当するもの

- ① 部分改修 ア
- ② 部分改修 イ
- ③ 大規模改修

### <部分改修>

ア 浴室及び脱衣所 又は 寝室について

外気等に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積 10 m<sup>2</sup>以上の部分の断熱改修、かつ、外気等に接するすべての建具の断熱改修

イ 住宅部分の外気等に接するすべての建具の断熱改修

### <大規模改修>

- ・ 住宅部分を**最低基準に適合**させる断熱改修

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### 《大規模改修》

住宅部分を**最低基準に適合**させる断熱改修

基準	外皮 (U <sub>A</sub> )				一次E <sub>NE</sub> 消費量 (対省E <sub>NE</sub> 基準)
	2地域	3地域	4地域	5地域	
最低基準	0.40	0.50	0.50	0.50	20%以上削減

各地域の主な市町村

2地域 軽井沢町、川上村など

3地域 佐久市、茅野市など

4地域 長野市、松本市など

5地域 飯田市 及び 喬木村

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆R4助成金制度詳細（リフォーム）

### ○助成金額

・次のいずれかのうち、一番低い金額

- ① リフォーム工事費の20%
- ② 部分改修にあっては50万円、大規模改修にあっては100万円
- ③ 次表の助成単価欄に掲げる額の合計

区分	対象工事等	助成単価
断熱改修	外気等に接する壁等の断熱改修	2,000円/m <sup>2</sup>
	外気等に接する建具の断熱改修	15,000円/箇所
バリアフリー	床の段差を解消	2,000円/箇所
	出入口の幅を拡張	10,000円/箇所
	和式から洋式へ便器の取替	50,000円/箇所
	便所又は浴室の面積を拡大	50,000円/箇所
県産木材利用	仕上げ用板材又は合板を使用	2,000円/m <sup>2</sup>
	上記以外の木材を使用	5,000円/m <sup>3</sup>
再生可能エネ	太陽熱利用給湯設備又は薪ストーブ等を設置	100,000円
伝統技能	伝統技能の活用	50,000円

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### ○ 助成金額

#### ・ 外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱改修

- ① 当該部位の熱貫流率を、  
告示基準 1 (2) イの表に掲げる基準値以下とするもの
- ② 当該部位の断熱材の熱抵抗を、  
告示基準 1 (2) ロの表に掲げる基準値以上とするもの

#### ・ 外気等に接する建具の断熱改修

当該部位の熱貫流率を、  
告示基準 1 (3) イの表の (ろ) 欄に掲げる基準値以下とするもの

〔リフォーム工事着手前に 1 (3) イの表の (ろ) 欄に掲げる基準値以下の断熱性能を確保している建具の改修は対象外〕

<告示基準とは> (平成28年国土交通省告示第266号)

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」 (H28国交省告示第266号)

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### ○ 助成金額

#### ・ 床の段差の解消

床の段差がある部分に勾配が1/12以下の傾斜路を設けるもの

#### ・ 出入口の幅を拡張

出入口の通行上有効な幅員を750mm以上とするもの

#### ・ 便所又は浴室の面積を拡大

- ① 便所    ア    短辺長さを内法1,100mm以上、  
                    イ    長辺長さを内法1,300mm以上
- イ    洋式便器の前方及び側方について  
                            便器と壁の距離を500mm以上とするもの
- ② 浴室    短辺長さを内法1,400mm以上かつ  
                    面積を内法2.5m<sup>2</sup>以上とするもの

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 **(リフォーム)**

### ○助成金額

#### ・ 再生可能エネルギー設備等を導入

次のいずれかを導入するもの

- ・ 信州型<sup>®</sup>「レットストーブ」 又は  
(一財) 日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質<sup>®</sup>「レットストーブ」
- ・ 欧州規格に適合し、又はアメリカ合衆国環境保護庁の認定を受けた木質<sup>®</sup>「レットストーブ」又は薪ストーブ
- ・ 二次燃焼により排煙を減少させる機能を有する薪ストーブ
- ・ 集熱面積 4 m<sup>2</sup>以上の太陽熱利用給湯システム

### **太陽光発電設備及び蓄電池はリフォームタイプ<sup>®</sup>の対象にはならない**

既存住宅に太陽光発電設備・蓄電池を設置する際には、  
県で実施する「既存住宅エネルギー自立化補助金」の活用を  
検討してください。



# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### ○助成金額

#### ・ 伝統技能のうち、いずれか2つ以上を活用

##### ➤ 左官仕上げ

40m<sup>2</sup>以上の壁面を

外壁：珪藻土塗、漆喰塗、その他

内壁：珪藻土塗、漆喰塗、土壁塗、じゅらく塗、珪藻土塗、その他

##### ➤ 瓦ぶき

主要な屋根の過半に、国内で生産された粘土瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づいて施工するもの

##### ➤ 木製建具

県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間）で見付面積5 m<sup>2</sup>以上

##### ➤ 畳

県内に本店を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く）を6畳以上

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金制度詳細 (リフォーム)

### ○注意事項

- ・ 本助成金の財源に国の補助金を充てているため、こどもみらい住宅支援事業、グリーン化事業、ZEH化支援事業などの国の補助制度とは併用はできない。

### ○受付期間 (予算額に達し次第、受付終了)

- ・ R4年度完了 ⇒ ~~R4. 4.15~~から R5. 2.15まで

※募集開始時期については、4月中にホームページでお知らせします。

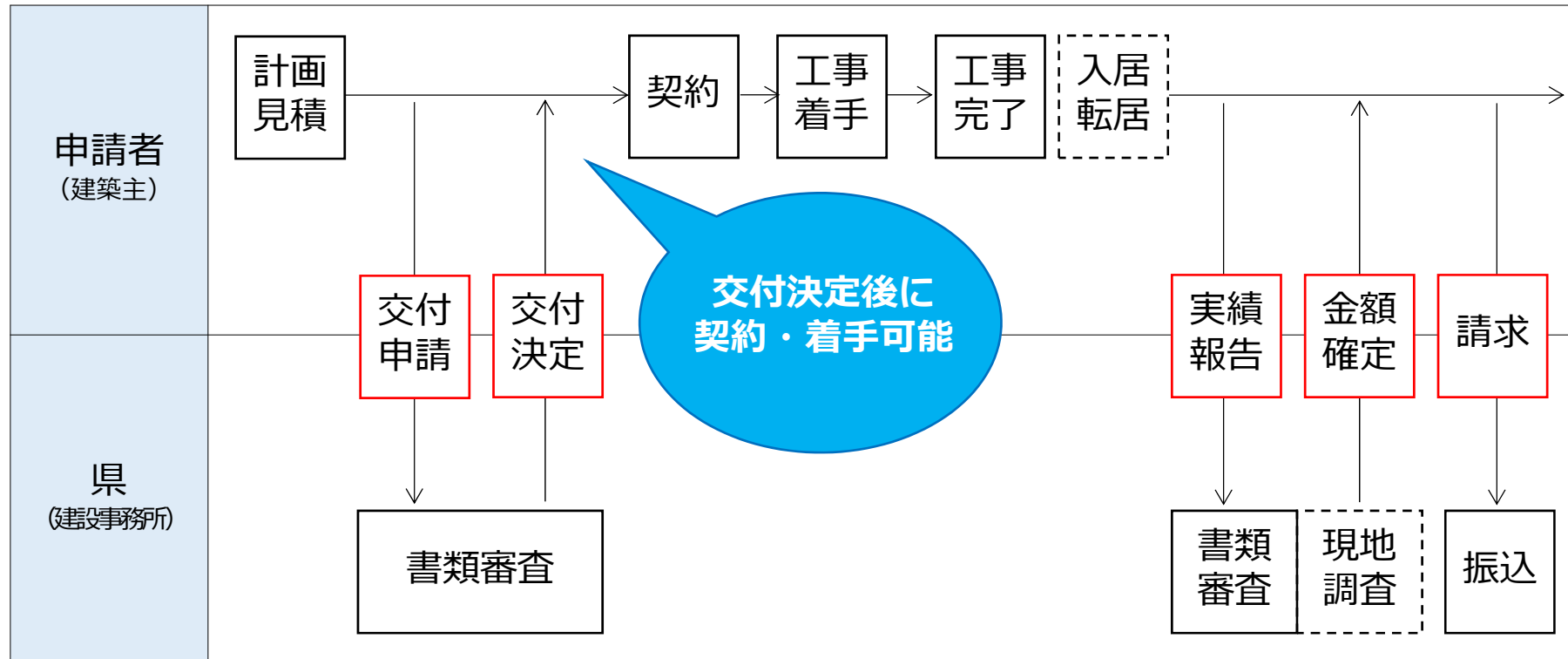
- ・ R5年度完了 ⇒ R4.12. 1 から R5. 3.15まで

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆R4助成金手続き (リフォーム)

### ○手続きの流れ



# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆R4助成金申請書類等 **(リフォーム)**

### ○手続きごとの添付図書 (交付申請・変更承認)

手続	添付図書
交付申請	<b>設計図書</b> (付近見取図、工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等)
	<b>工事見積書の写し</b>
	<b>工事箇所ごとの工事着手前の写真</b>
	<b>リフォーム工事実施に係る同意書【様式あり】</b> (助成対象住宅が、申請者が自ら所有する住宅でない場合のみ)
	<b>再生可能エネルギー設備等導入に係る確認書【様式あり】</b> (他の補助金をうけないもの等の確認書)
変更承認	<b>上記の交付申請に関する書類のうち、変更に係る書類</b>

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

## ◆ R4助成金申請書類等 **(リフォーム)**

### ○ 手続きごとの添付図書 (実績報告)

手続	添付図書
実績報告	<b>住民票の写し (写しのコピーでも可)</b> (発行後3か月以内とし、助成対象住宅に居住していることが確認できるもの)
	<b>工事請負契約書又は工事注文請書の写し</b>
	<b>領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払いを証する書類の写し</b>
	<b>工事箇所ごとの工事完了後の写真</b>
	<b>工事箇所のうち工事完了後に隠ぺいされている部分の工事内容が確認できる工事時の写真又は出荷証明書若しくは納品書の写し</b>
	<b>信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることの証明の写し</b> (県産木材を使用し、助成対象とする場合のみ)
	<b>導入した設備機器の納品書の写し</b> (完了時の現地調査において現場で確認できたものを除く。)